

入札参加資格申請に係る提出書類の特例措置について

(1) 全業種共通

国税納税証明書

通常		特例措置	
法人	納税証明書その3の3（法人税・消費税及び地方消費税）	法人	納税証明書その1（納税額等証明用）：直前2か年分（※1） ※法人税・消費税及び地方消費税分
個人	納税証明書その3の2（所得税・消費税及び地方消費税）	個人	納税証明書その1（納税額等証明用）：直前2か年分（※1） ※所得税・消費税及び地方消費税分

地方税納税証明書

通常		特例措置	
法人	法人市民税：直前2か年分（未納のない証明可）	法人	法人市民税：直前2か年分（※1）
個人	市民税：直前2か年分（未納のない証明可）	個人	市民税：直前2か年分（※1）

(※1)

- ・直前2か年分には、納税猶予中の未納税額のある年度を含みます。
- ・納税証明書に未納税額が納税猶予中である旨の記載がない場合は、加えて「納税の猶予許可通知書」を提出してください。

(2) 建設工事

総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）

通常	特例措置
申請日時点で、有効な通知書 ※申請日が、審査基準日から1年7か月までの間にあるもの	審査基準日が、平成30年10月29日の直後の事業年度終了の日以降である通知書（※2） ※令和3年1月31日までの特例

【令和3年度から】「建設業許可通知書」・「建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの詳細情報ページ」

通常	特例措置
「建設業許可通知書」・「建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの詳細情報ページ」 ※申請中の情報があるなどしてシステムに反映されていない場合は、証明書（この場合、通知書不要）	＜申請日時点で、許可の有効期間を過ぎており、建設業許可の更新中場合＞ 「建設業許可通知書」・「建設業許可を更新中であることを証明できる書類（許可行政庁の受付印のある建設業許可申請書の写し等）」（※2）

(※2)

- ・「総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）」・「建設業許可通知書」について、特例措置により申請した場合は、申請後、最新のものが届き次第、速やかに提出してください。